

2023年3月24日

2023年度 奨学生募集要項

公益財団法人 村井順記念奨学財団

1. 趣旨

公益財団法人 村井順記念奨学財団（以下、本財団という）は、学業優秀、品行方正、身体強健でありながら、経済的理由により修学が困難な学生のうち、工学系の分野に学ぶ大学生に対して奨学金を給与することにより、有為の人材を育成することを目的とします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。
- (3) 併給
 - ・学内の各種支援金、奨学金、免除制度との併給は認めます。
 - ・日本学生支援機構の奨学金（貸与型・給付型）との併給も認めます。
 - ・但し、他の民間団体等の奨学金との併給は認めません。

3. 奨学生の応募資格

理工学部新1年生(2023年4月現在)
神奈川県下の大学の工業系の学部に学ぶ学生で、学業優秀、品行方正、身体強健でありながら、経済的理由により修学が困難な学生

4. 奨学生人員

2023年度 12～13名程度

なお、総給与人員は、現在給与中の学生を含めて49名程度となります。

5. 奨学金の額と給与の方法

(1) 給与金額 月額 3万円

(2) 給与の期間

奨学生に採用したときから、正規の最短終業年限の終期までとします。

(3) 奨学金は原則として、6月、12月に各6ヶ月分（18万円）をまとめて直接本人名義の銀行又はゆうちょ銀行口座に入金します。（1年生のみ7月、12月）

6. 奨学金の休止、停止または廃止

次のような場合には、その状況に応じ、奨学金の給与を休止または廃止することがあります。

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき
- (2) 奨学生が原級にとどまったとき、または卒業延期の恐れが生じたとき
- (3) 奨学生の学業成績、または性行が不良となったとき
- (4) 負傷、疾病などのため卒業の見込みがなくなったとき
- (5) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (6) 在学大学で処分を受けて学籍を失ったとき
- (7) その他奨学生としての資格を失ったとき

7. 手続

(1) 提出書類

学内選考通過者のみ後日提出

① 奨学生願書 (含募集添付調書)

本財団指定用紙を使用し、保証人と連署
(保証人は原則として保護者とする。)

② 出身高等学校の調査書

③ 家族の所得が証明できる資料

ア 給与所得者は源泉徴収票の写し

イ 事業主は確定申告書の写し、または保護者の居住する市町村発行の所得証明書

④ 住民票 (発行後3ヶ月以内のもの)

⑤ 大学の在学証明書

(2) 提出方法

所属大学経由にて、本財団宛郵送のこと。

(3) 提出期限

~~2023年5月10日(水) (本財団事務局必着)~~

コロナの影響で提出期限に遅れそうなときは、事前に下記までご連絡下さい。

~~(テレワークで事務所不在が多いためメールは特に三輪宛をお願いします。)~~

(4) 提出先

〒220-6210

横浜市西区みなとみらい2-3-5 ~~タイムズタワー~~ C棟10階

公益財団法人 ~~村井順記念奨学財団~~

TEL ~~045-683-3071~~ 不在時: 090-7857-1696 (事務局長三輪携帯)

E-mail: ~~mjf@aisok.co.jp~~ 急ぎの場合: ~~used_hawim@yahoo.co.jp~~ (三輪)

大学受付期限:

2023年4月14日(金)

窓口提出 17時まで

8. 決定および通知

- (1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が行い、その結果を大学に通知します。毎年6月中旬頃決定の予定
- (2) 選考の経過および決定の理由は公表いたしません。

9. 奨学生の義務

(1) 誓約義務

奨学生として採用された場合には、直ちに本財団所定の誓約書を理事長宛提出しなければなりません。

- (2) 奨学生は毎年5月に成績証明書および在学証明書を、11月に在学証明書を理事長宛提出する義務があります。

なお、本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合には遅滞なく提出してください。

*近年これらの提出書類を期日までに提出しない奨学生が増加しています。

(3) 出席義務

奨学生のために行う財団の行事があった場合（原則年1回）には、参加して意識高揚に努めてください。毎年奨学生交流会を実施（11月末～12月上旬実施）
本財団の奨学金給与規程その他の規定を守り、本財団ならびに在学大学の指示に従い、怠りなく必要な手続を行う義務があります。

(4) 規程等遵守義務

本財団の奨学金給与規程その他の規定を守り、本財団ならびに在学大学の指示に従い、怠りなく必要な手続を行う義務があります。

(5) 連絡先等変更届提出義務

本財団に提出した誓約書、口座届出書等に記載された住所、電話番号、メールアドレス、振込先口座等に変更を生じたときは、速やかに書面にて変更届を提出してください。

以上

